農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

 　　　　高梁市

１　促進計画の区域

　　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

(1) 現況

　本市は、岡山県の中西部に位置し、県下三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、市街地付近で有漢川及び成羽川が合流しており、その周辺に吉備高原が広がっている。地形条件は、高梁川、有漢川及び成羽川とその支流に沿って帯状に曲折したわずかな低地部に平地があるものの、その他は急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部が大勢を占めている。市域は東西３５ｋｍ、南北３０ｋｍ、面積は５４７．０１ｋｍ2で県土の７．７％を占めている。標高は５０ｍから４００ｍの総じて西に高く東に低い地勢で、山林、原野が約７８％という中山間地域である。

低地部は比較的温和な気候に恵まれているが、高原部では昼夜の温度差が激しい。年間を通じて霧の発生も多く、冬には降霜、降雪も見られるが積雪量は標高によりかなり差があり、平地部では数㎝程度であるが、高原部では１０㎝以上になることもある。年間の平均気温は１４℃前後、年間平均雨量は１，２００～１，５００mm程度である。

稲作、畜産に加え、トマト、ニューピオーネなどの地域特産作物の生産を組み入れた複合経営の割合が高く、経営規模は小さい。米価の低迷、コメの消費量の減少、兼業化や高齢化により担い手不足が深刻化しており、有害鳥獣による農作物被害の拡大などの影響もあり耕作放棄地は増加の一途をたどっており、ひいては国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。

このため、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積等を進めることで耕作放棄地の発生を抑制し、農業者とともに地域住民を含めた多様な主体の参画による地域資源の保全管理を推進することで集落活性化、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、本市は特定農山村法（全部）、山村振興法（一部）、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、環境に対する関心の高まりに伴い有機無農薬栽培等の取組が行われており、今後もその活動を支援していく必要がある。

(2) 目標

　(1)を踏まえ、本市では、法第３条第３項第１号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

　また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第３条第３項第２号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

　さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第３条第３項第３号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| 促進計画の区域全域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号及び同項第３号に掲げる事業 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

　　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。